

(仮称)金沢市学生のまち推進条例骨子案に対する意見  
(パブリックコメント)および検討懇話会の考え方

NO	ご意見の概要	本検討懇話会の考え方
「1. 条例制定の背景」および「2. 目的」		
1	「大学の郊外移転が『学生のまち金沢』の特徴を失わせた」のであれば、条例の制定は問題解決にはならない。	大学の郊外移転は、「学生のまち金沢」の特徴を失わせた誘因の一つと考えており、そのみが原因とは考えておりません。現代社会の特徴であるライフスタイルや価値観の多様化、個人意識の高まりが市民に浸透し、また、学生もほとんどが地域に閉ざされたアパートやマンションに住まいしていることも、その誘因であると考えております。 「学生のまち金沢」の特徴とは、学生と市民とのコミュニティであると考えており、当条例を制定し、条例の趣旨の具現化策を展開することにより、コミュニティを再生し、解決すべきと考えます。
2	「まちの活気」とは何を指すのか。明確にしている。例えば、「6 基本的な施策」にある「大学門前町まちづくり協議会」の「大学門前町」という表現にあるように「門前町」は、寺社の集客力にすぎた商人によって形成された（言い換えれば、経済的な結びつきによって作られた）コミュニティである。「学生による地域経済の活性化」というキーワードを明示した方がよい。	当条例は、学生と市民とのコミュニティの再生を目的の一つとしています。学生と市民が、地域の行事と一緒に参加したり、日々の暮らしの中でお互い助け合うなど、相互の交流が活発となることを考えています。例えば、より暮らしやすいまちとするための継続的な協議や取り組み、さらに、学生と地域との共同によるイベントの開催といったまちづくり活動へとつながり、それらが相乗してまちの活気になるものと考えています。「学生による地域経済の活性化」は、結果としてなされるものであると考えます。
3	目的に学生と市民との関係を再構築するとあるが、現状ではなかなか難しいのではないか。	学生と市民との関係を再構築するために、条例の趣旨を学生や市民をはじめ、高等教育機関等、町会その他の地域団体などに理解していただくよう普及・啓発に努め、また、学生が自主的・自発的に、市民と自然な形で交流するような様々な施策を展開するよう市に提言してまいります。
4	学生が持つエネルギー（活力）は、大きな地域資源であると思う。是非、金沢の魅力あるまちづくりに活用して欲しい。	学生が持つエネルギーを金沢の魅力あるまちづくりに活用するよう市に提言してまいります。
5	「2 目的」が漠然としているように感じる。	ご意見を踏まえ、条例の趣旨や目的を分かりやすく説明したパンフレットなどを作成するよう市に提言してまいります。
3. 定義		

( 1 ) 学生とは		
ご意見はありませんでした		
( 2 ) 学生のまちとは		
6	「学生のまち」の定義が、いまいち判然としな い。それゆえ、魅力的に映らない。持続的に輝く まちとは何か。活気や活力があふれるまちとは何 か。	当条例は、学生と市民とのコミュニティの 再生を目的の一つとしており、学生と市民 が、地域の行事と一緒に参加したり、日々 の暮らしの中で助け合うなど、相互の交流 が活発となることを考えています。例え ば、より暮らしやすいまちとするための継 続的な協議や取り組み、さらに、それが学 生と地域との共同によるイベントの開催 といったまちづくり活動へとつながり、そ れらが相乗してまちの活気や未来に向け たまちづくりへの活力になるものと考え ています。また、今後の少子高齢社会の進 展においても、こうした活気や活力が、未 来まで続くことが重要であると考え「持 続的に輝くまち」と表現させていただきま した。条例の趣旨や目的を分かりやすく掲 載したパンフレットなどを作成するよう市 に提言してまいります。
( 3 ) 地域コミュニティとは		
ご意見はありませんでした		
( 4 ) 協働とは		
ご意見はありませんでした		
4 . 基本理念		
ご意見はありませんでした		
5 . 役割		
( 1 ) 学生の役割		
7	学生自身に金沢市民であるとの認識はほとん どない。	当条例は、学生と市民とのコミュニティの 再生を目的の一つとしています。当条例の 趣旨や目的を分かりやすく説明したパン フレットなどを作成のうえ、普及・啓発し、 市内に住む学生に対し、金沢のコミュニ ティの一員であることを今以上に自覚いた だけるよう市に提言してまいります。
( 2 ) 高等教育機関等の役割		
ご意見はありませんでした		
( 3 ) 事業者の役割		
ご意見はありませんでした		
( 4 ) 市民および町会その他の地域団体の役割		
ご意見はありませんでした		
( 5 ) 市の役割		
ご意見はありませんでした		
役割の全体について		

8	条例により役割を制定することが、自主的な活動の発展につながるという考えが、根本的誤りである。	条例に役割を規定するだけでなく、学生の自主的な活動を促進する効果的な施策や事業を展開することが重要であると考えます。
6. 基本的な施策		
(1) 協働のまちづくりを推進		
9	学生が他の学生を誘うなど、学生同士のきっかけづくりが有効である。	「学生のまち」の推進の主体は学生であり、より多くの学生に参画していただくことが重要であると考えています。協働のまちづくりの推進において、参考とするよう市に提言してまいります。
(2) (仮称) 大学門前町まちづくり協議会の構築の促進		
ご意見はありませんでした。		
(3) 相談体制の充実と自主的な活動の促進		
10	企業など外部からの信頼や経済的な部分など、学生団体の手の足りないところへ行政のバックアップをして欲しい。	「5. 役割 (5) 市の役割」にもありますとおり、市は、学生、高等教育機関等および事業者などの相互の連携が図られるよう総合的な調整に努めなければならないとしており、学生の自主的な活動に対してどのような支援策が有効なのか、検討するよう市に提言してまいります。
(4) 市および関係機関の連携		
ご意見はありませんでした。		
(5) 普及および啓発等		
11	金沢は閉鎖的な感じがする。この条例を通じて、学生の活動をどんどん外へアピールして欲しい。その結果、県外からも学生が金沢に集まる。	「学生のまち」の推進の主体は学生であることから、学生の活動を積極的に広報するが有効であり、また、その広報の実施には、学生自らが行うことが効果的であると考えます。今後の施策を進めるうえで検討するよう市に提言してまいります。
12	この条例や学生の活動を全国に発信していくことが必要。その広報に学生を利用してはどうか。	
基本的な施策の全体について		
13	骨子案とはいえ、もう少し具体的な施策を示して欲しい。	条例骨子案には、基本となる施策として5項目を記述いたしました。これらについてより具体的に検討し、かつ、これら以外にも「学生のまち」の推進に向けた、様々な効果的な施策や事業を展開するよう市に提言してまいります。
14	目玉となる施策がないと、目立たないと思う。(例えば、東京における大学対抗戦など)	
15	この条例について、学生同士の意見の場を設けてはどうか。	
16	学生団体が、毎年開催している合同学園祭に市が関わりを持つとよい。	
17	学生にとって、旨みのない条例と感じる。このままでは、学生の地域参加はほとんど期待できない。	
18	金沢で暮らす幸せを学生達に感じさせるための取り組みを積極的に行って欲しい。幸い、金沢には、おいしい食べ物があるから、地物食材によって学生達のお腹を満たす取り組みをするべき。	

19	学生とまちとの関わりが崩れつつあるのなら、市は、学生達のまちなかでの飲み会を支援するといった取り組みをしてはどうか。京都の飲食店では、学割制度を導入している店が多く、飲食店の店主の中には、学生に対し安価な料理を提供することに腐心されている方がたくさんいる。そのため、京都で暮らす学生達は、「まちに生かされている」という強い思いを持っている。	
20	学生と地域とを無理矢理結びつければよい。きっかけが必要である。	条例の趣旨の普及・啓発に努め、学生が自主的および自発的に、市民と自然な形で交流するような様々なコミュニティ施策を展開するよう市に提言してまいります。
21	市には、辺境の地にある大学から、学生達をまちなかへ送り込む手だてを是非考えて欲しい。	学生がまちなかに出向きやすくなるような取り組みが「学生のまち」の推進に有効であるという意見が、検討懇話会においても出ました。この点についても、事業者などとの連携を含め、施策を検討するよう市に提言してまいります。
22	学生がまちなかへ行く際に、アクセスが不便である。学生の駐車場の無料化やバスの学割、回数券の拡充などを検討して欲しい。	
23	中心部へ人を集めるには、生活費を下げること、生活費が安い所の方が学生は集まる。また、公共交通料金が低い方が、人の移動は活発化する。対応すべきは、交通料金対策が一番ではないか。	
24	学生と地域との関わりを深めることももちろん大切だと思うが、金沢で学んだ学生を金沢に留めることも、同等に大切である。学生生活を終えても、引き続き金沢に住みたくなるようなまちづくりや学生の就労支援、地元企業との産学連携支援なども並行して進めて欲しい。	学生の卒業後の定住という観点は、検討懇話会においても意見が出ており、この点について、高等教育機関等および事業者と連携のうえ、施策を検討するよう市に提言してまいります。
<b>7. 支援等</b>		
<b>(1) 援助および(2) 表彰・顕彰</b>		
25	支援の判断についての権限が、すべて市長に集中しているように読み取れる。市長だけでなく、市民が参加して支援を判断できる仕組みを明示すべき。	「7 支援等」の箇所において、主語を「市」ではなく「市長」としたのは、条例上、機関という位置付けである「市長」を主語にしなければならないことから、「市長は・・・」としたものです。なお、表彰や顕彰をしようとする際には、(仮称)大学門前町まちづくり協議会や(仮称)学生のまち金沢推進協議会など外部の機関から、市へ推薦する手続きとするよう市に提言してまいります。
<b>8. 条例の施行(予定)日</b>		
ご意見はありませんでした		
<b>全体意見ほか</b>		
26	なぜ、条例として制定するのか。条例とは規制するものだと思っていた。	条例は必ずしも市民や関係機関を規制するものばかりではなく、まちづくりの方向性を表した理念的な条例もあり、当条例
27	本条例の性格は、「理念条例」であり、この条	

	<p>例によって地域住民の行動が規定され、ないし強制されるものではないという視点から、文章の表現方法を工夫してほしい。</p>	<p>も、学生や市民などに役割を規定していますが、基本的には「学生のまち」の推進を目指す理念的な条例です。</p> <p>「学生のまち」の推進は、基本理念にあるとおり、それぞれが役割を認識し、理解と連携のもとに進めなければ、実現しないと考えておりますが、懸念されている点について、表現を注意するよう市に提言してまいります。</p>
28	<p>市が参画して、学生参加のまちづくりとして行った事業に香林坊ハーバーというものがあつたが、市としてどのように評価しているのか。</p>	<p>市は、学生の自主的なまちづくり活動の促進、学生による中心市街地の活性化を目的として、平成 14 年から香林坊ハーバー運営事業を行っています。当事業は、現在の「学生のまち」の推進の端緒の一つと捉えており、香林坊ハーバー運営事業の成果を生かし、「学生のまち」を本格的に推進するよう市に提言してまいります。</p>